

デイサービス大井川 重要事項説明書

社会福祉法人 高幡福祉会

1. 事業者

(1) 法 人 名	社会福祉法人 高幡福祉会
(2) 法人所在地	高知県高岡郡四万十町大井川1462番地1
(3) 電 話 番 号	0880-29-1235
(4) 代表者氏名	理事長 大西 利栄子
(5) 設立年月日	平成25年6月25日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類	地域密着型通所介護		
(2) 事業所の目的	利用者の健全で安定した在宅生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持・向上等を図るとともに、その家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供します。		
(3) 事業所の名称	デイサービス大井川		
(4) 事業所番号	第3972501328号		
(4) 事業所の所在地	高知県高岡郡四万十町大井川1462番地1		
(5) 電 話 番 号	0880-29-1235		
(6) 管 理 者 氏 名	大西 晃二		
(7) サービス提供地域	四万十町		
(8) 営業時間	月～金曜日 9:00～17:00 (土曜日、日曜日、年末年始12/31～1/3は休業) ※台風・施設行事等により休業となる場合があります。 サービス提供時間 9:30～15:45		
(7) 運 営 方 針	要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービス提供に努めます。予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。		
(8) 開 設 年 月 日	平成26年12月1日		
(9) 利用定員	15名/日		
(10) 第三者評価の実施の有無	有 ・ 無	実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称		評価結果の開示状況	有 ・ 無

3. 設備等の概要

サービスの利用にあたり、当事業所では以下の設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
食堂、機能訓練室	1 室	
静養室	1 室	2 ベッド
浴室	1 室	特殊浴槽・一般浴槽
相談室	2 室	
事務室	1 室	

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数
管理者	1 名（兼務）
看護職員	1 名以上
介護職員	1 名以上
機能訓練指導員	1 名以上（兼務）
管理栄養士	1 名以上（兼務）
生活相談員	1 名以上（兼務）

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制（標準）
看護職員	日勤 8：30～17：00
管理者 介護職員 機能訓練指導員 管理栄養士 生活相談員	日勤 8：30～17：30

※あくまで標準的な時間ですので、上記と異なる場合もあります。

5. サービス内容

- ・体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得するための訓練を行い、重症化の予防、介護負担の軽減、健康増進や維持向上を目指します。利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供します。

- ①機能訓練
- ②体操
- ③行事活動
- ④グループワーク
- ⑤レクリエーション
- ⑥休養、養護

- ・日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供します。

- ①排せつの介助
- ②移動、移乗の介助
- ③その他必要な身体の介護

- ・家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

- ①衣類の着脱の介助
- ②身体の清拭、洗髪、洗身
- ③その他必要な入浴の介助

- ・給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。

- ①準備、後始末の介助
- ②食事摂取の介助
- ③その他必要な食事の介助

- ・送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供します。

- ①移動、移乗動作の介助
- ②送迎

- ・利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行います。

- ①生活、身上、介護に関する相談、助言
- ②住宅改良に関する相談、助言
- ③その他必要な相談、助言

6. サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担の割合については、介護保険負担割合証に記載されてある通りです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。※以下の料金表は、利用者負担の割合が1割の場合です。

【利用料金】

	基本料金			
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満
要介護1	4 1 6 円	4 3 6 円	6 5 7 円	6 7 8 円
要介護2	4 7 8 円	5 0 1 円	7 7 6 円	8 0 1 円
要介護3	5 4 0 円	5 6 6 円	8 9 6 円	9 2 5 円
要介護4	6 0 0 円	6 2 9 円	1, 0 1 3 円	1, 0 4 9 円
要介護5	6 6 3 円	6 9 5 円	1, 1 3 4 円	1, 1 7 2 円

※所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は、4時間以上5時間未満の所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定します。

・サービス利用料金に加算される金額

加算項目	費用額	加算要件
入浴介助加算(Ⅰ)	4 0 円／回	入浴介助を行った場合
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20 円／回	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合(6月に1回を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 円／月	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が事業所を訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を行った場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円／月	入居者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	算定した単位数の9.0%に相当する単位数	

・減算

送迎を実施していない場合	－ 4 7 円／片道
--------------	------------

【介護保険給付対象外サービス】

種 類	内 容	利用料金
食事の提供	利用者の希望により	昼食 530円／日 おやつ 102円／日
教養娯楽費	クラブ活動やレクリエーション等に係る費用。利用者の希望により参加される場合、利用回数に応じて徴収	100円／回
日用品費	利用者の希望により（石けん、シャンプー、リンス等）	50円／日
オムツ	利用者の希望により、事業所のオムツを使用される場合は、使用枚数を乗じて実費徴収	紙おむつ 尿取りパッド 紙パンツ M～L L L } 実費

・その他

① 交通費

送迎費は徴収しません。

②支払い方法

1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、請求書到着から1週間以内に以下の方法でお支払いください。

振込 下記のいずれかをお願いします。 ※ 振込手数料は、ご利用者負担願います。 阿波銀行（0172） 高知支店（502） 普通 1079839 しゃかいふくしほうじん こうばんふくしかい りじちよう おおにし り え こ 社会福祉法人 高幡福祉会 理事長 大西 利栄子 高知銀行（0578） 窪川支店（034） 普通 3009062 しゃかいふくしほうじん こうばんふくしかい りじちよう おおにし り え こ 社会福祉法人 高幡福祉会 理事長 大西 利栄子

※居宅サービスを作成しないときなど、市町村から直接利用料が支払われていない場合は、一旦利用料（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日四万十町の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

7. キャンセル

利用者がサービス利用をキャンセルする場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話） 0880-29-1235

8. 虐待の防止

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ②虐待防止のための指針の整備をしています。
 - ③従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
 - ④虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (虐待防止に関する担当者：山野上 澄江)

- (2) 事業所は、利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、区市町村へ報告します。

9. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (3) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 緊急時等における対応について

従業者等は、事業又は総合事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

11. 非常災害対策について

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練（年2回以上）を行います。訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

12. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知します。
- ②事業所における感染症及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業〔総合事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定

し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. 運営推進会議

運営に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、四万十町職員又は四万十町地域包括支援センターの職員により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、おおむね6月に1回以上運営推進会議を開催します。運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表します。

1 5. 相談窓口、苦情対応

当事業所お客様相談窓口	電話番号	0 8 8 0 - 2 9 - 1 2 3 5 (代表)
	FAX 番号	0 8 8 0 - 2 9 - 1 2 3 7
	対応部署	デイサービス大井川 小谷
	対応時間	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

次の公的機関においても、苦情の申し立てができます。

市町村介護保険相談窓口	名 称	四万十町 高齢者支援課
	所 在 地	高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号
	電 話 番 号	0 8 8 0 - 2 2 - 3 9 0 0
	FAX 番 号	0 8 8 0 - 2 2 - 0 3 6 1
	対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 ※土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
	名 称	四万十町地域包括支援センター
	所 在 地	高知県高岡郡四万十町琴平町 16 番 17 号
	電 話 番 号	0 8 8 0 - 2 2 - 3 3 8 5
	FAX 番 号	0 8 8 0 - 2 2 - 0 3 6 1
	対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 ※土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
	名 称	四万十町地域包括支援センター大正支所
	所 在 地	高知県高岡郡四万十町大正 3 8 0 番地
	電 話 番 号	0 8 8 0 - 2 7 - 1 2 1 2
	FAX 番 号	0 8 8 0 - 2 7 - 1 1 9 0
	対応時間	8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5 ※土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
	名 称	四万十町地域包括支援センター十和支所
	所 在 地	高知県高岡郡四万十町十川 145 番地 3
	電 話 番 号	0 8 8 0 - 2 8 - 5 5 1 8
	FAX 番 号	0 8 8 0 - 2 8 - 5 5 5 5

サービス提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当事業所は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

【サービス記録の提供】

- ◆ ご自身の個人情報やサービス内容について質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、職員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

【個人記録の開示】

- ◆ ご自身の記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、職員または相談窓口の開示をお申し出ください。

【個人情報の内容訂正・利用停止】

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当事業所が保有する個人情報（介護記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。個人情報保護管理責任者にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

【個人情報の利用目的】

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービス提供のために利用する他、医療機関への受診、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します（個人情報保護の利用目的参照）。
- ◆ 当事業所は研修・養成の目的で、研修生および学生等が、実習を行う場合があります。

【ご希望の確認と変更】

- ◆ サービスの利用に当たって、館内放送による氏名の呼び出しや、フロアにおける氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。
※ただし、事故防止・安全確保のためには、呼名および氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、サービス利用の有無等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。また、取次ぎを拒否したい場合もあらかじめお申し出ください。
- ◆ 身体上または宗教上の理由等で、サービス利用に関して特別の制限やご希望がある方はお申し出下さい。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

【相談窓口】

- ◆ ご質問やご相談は、責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口 山野上 澄江

個人情報の利用目的および利用範囲について

デイサービス大井川では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

利用目的	1. 当事業所での利用 ① 利用者等に提供する保健・医療・介護サービス ② 医療・介護保険事務 ③ 入退院・入退所等の管理 ④ 会計・経理 ⑤ 事故等の報告 ⑥ 利用者の保健・医療・介護サービスの向上 2. 当事業所外への情報提供としての利用 ① 他の介護事業者等への情報提供・連携 ② 医療機関等への情報提供・連携 ③ 他の介護事業者・医療機関からの照会への回答 ④ 利用者の診療等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合 ⑤ その他の業務委託 ⑥ 利用者のご家族等への心身状況説明 ⑦ 保険事務の委託（一部委託を含む。） ⑧ 審査支払い機関へのレセプトの提出 ⑨ 審査支払い機関または保険者からの照会への回答 ⑩ その他、利用者への医療・介護保険事務に関する利用 ⑪ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等 3. その他の利用 ① 保健・医療・福祉・介護サービス業務や維持・改善のための基礎資料 ② 当事業所等において行われる学生（実習生）等の実習への協力 ③ 当事業所において行われる事例研究 ④ 外部監査機関への情報提供
利用範囲	1. 個人情報、通常業務で想定される個人情報の利用目的（上記）および通常業務以外として次の①から⑤について使用する。 ① 利用者・家族・関係者等が同意した介護・医療業務 ② 利用者・家族・関係者等が当事者である契約の準備または履行のために必要な場合 ③ 当事業所が従うべき法的義務の履行のために必要な場合 ④ 利用者・家族・関係者等の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合 ⑤ 裁判所および令状に基づく権限の行使による開示請求等があった場合

※ 上記のうち、他の介護サービス事業者・介護施設または医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

※ お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

☆個人情報保護方針☆

デイサービス大井川（以下「事業所」という。）は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

当事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルールおよび体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の適切な収集・利用・委託

- ① 個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。
- ② 個人情報の収集・利用・第三者提供にあたり、本人の同意を得ることとします。
- ③ 当事業所が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

2. 個人情報の安全対策

- ① 個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除への対応

- ① 当事業所は、本人が自己の個人情報について内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、別に定める内部規則により、調査の上適切に対応します。

② 問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、各部署責任者または以下の窓口をご利用下さい。

個人情報保護相談窓口 山野上 澄江

（電話 0880-29-1235）

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

- ① 個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

- ① 個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。

6. 苦情の処理

- ① 当事業所は、個人情報取扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

デイサービス大井川 管理者